

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定によって、地域森林計画を変更しようとするので、同法第六条第一項の規定によって、当該地域森林計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和五年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画区 の名称	関 係 市 町	備 考
瀬戸内	呉市、竹原市、三原市、尾道市、 福山市、府中市、東広島市、江田 島市、大崎上島町、世羅町	(樹立) 令和四年広島県告示第八号
高梁川上流	神石高原町	(樹立) 令和三年広島県告示第二十八号 (変更) 令和四年広島県告示第九号
江の川上流	三次市、庄原市、安芸高田市	(樹立) 令和二年広島県告示第三十八号 (変更) 令和四年広島県告示第九号

二 縦覧場所

広島県農林水産局林業課並びに各広島県農林水産事務所及び農林事業所

三 縦覧期間

令和五年十月十九日から令和五年十一月十三日まで